

# 大阪商業大学学術情報リポジトリ

## NPOのファンドレイジングと信頼に関する研究—ふるさと納税制度を考慮した実証分析—

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学商経学会 公開日: 2020-12-19 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中嶋, 貴子, NAKAJIMA, Takako メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/938">https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/938</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# NPO のファンドレイジングと信頼に関する研究

## —ふるさと納税制度を考慮した実証分析—

中 嶋 貴 子

1. はじめに
2. 先行研究と理論的背景
3. 分析手法と用いるデータの概要
4. 分析結果
5. おわりに

### 1. はじめに

NPO は政府や企業だけでは供給が不足する社会的ニーズに対し、公共的な財・サービスを提供する主体として期待が寄せられている。その一方、脆弱な財政基盤や担い手の不足が課題として挙げられるなど、経営の持続性が懸念される。例えば、NPO 法人（特定非営利活動法人）では、組織が小規模で財政基盤も脆弱な組織が多いため、組織の活動に見合った活動財源を確保し、経営の継続性をいかに確保するかが課題となる<sup>1)</sup>。

NPO 特有の財源の一つに寄付があるが、寄付の収集には資金調達活動（ファンドレイジング）の戦略性が重要となることは、NPO によるファンドレイジングが先進的に発展してきた全米の調査などで明らかにされている。一例では、全米の NPO によるファンドレイジングを専門に調査する「Nonprofit Research Collaborative」が定期的実施する「Nonprofit Fundraising Study」によって社会的変化に対応した様々な手法が実践されていることが報告されている<sup>2)</sup>。このように、NPO によるファンドレイジングについては、誰から、どのように、いつ依頼を行うのか、その手法や戦略について社会文化的要因や倫理的側面を考慮する必要がある。これは、NPO が寄付を受ける場合、寄付者と NPO の間に、NPO の活動による社会的課題の解決を図ることを目的とする活動資金の委託者（寄付者）と受託者（NPO）という関係が生じることに起因する。ただし、寄付を行うことが NPO に対する信頼にどのような影響を及ぼすのかについては、寄付者のおかれた社会文化的環境や政府により異なる<sup>3)</sup>。特に、日本では、慣例として、自治会や町内会の会員が会費だけでなく共同募金会への寄付

---

1) 内閣府 (2017)

2) Nonprofit Research Collaborative (2016)

3) Bekkers and Wiepking (2011)

や国・地方自治体に対する寄付を他の会員や住民に呼びかけたことを契機として寄付を行う場合が多い<sup>4)</sup>。そのため、寄付者とNPOの間に利害関係が成立しているのか、寄付が寄付先のNPOに対する信頼を示す代理変数として捉えることができるのかについては検証の余地がある。

加えて、日本では、ふるさと納税を利用した納税額が増加傾向にあるが、ふるさと納税による地方自治体への納税は寄付金控除<sup>5)</sup>の対象となるうえに、納税に対する一定の返礼品が得られることや住民税に対する特例控除が上乘せされているため、寄付金控除の対象となるNPOへの特定寄付金<sup>6)</sup>と比較すると、経済的リターンとしての寄付行為として高い誘因を与えていると考えられる<sup>7)</sup>。

そこで、本研究では、NPOに対する人々の信頼(意識)と寄付(行動)の関係を実証分析することにより、両者の間に因果関係が存在するのか検証を行う。本研究では、寄付者を民間のNPOに対する寄付者と政府への寄付者に分類することにより、NPOに対する信頼が、それぞれの寄付者の特性下においてどのように寄与しているのか、また、信頼の度合いの変化が、寄付者の行為にどのような影響を与えるのか、限界効果を用いた予測値を推計する。

本研究により、寄付者の行動が、NPOに対する信頼からどのような影響を受けるのかが明らかにされれば、NPOの持続的な経営に対する新たな指針を得ることが可能となる。また、本研究では、NPOに対する寄付と同じく寄付金控除が適応されるふるさと納税を考慮した分析を行うことにより、政策によって政府に対する寄付が増加し、民間に対する寄付が減少する間接的なクラウドファンディング・アウト効果についても考慮した検証を行う。

本研究の貢献は、NPOと政府に対する寄付者特性の差異を明らかにすることにより、人々のNPOや政府に対する信頼(意識)と実際の寄付行為(行動)の関係を捉える点にある。本研究によって、政府に対する寄付者とNPOに対する寄付者の特性や相違が明らかにされることにより、NPOや市民活動に対する信頼を得るための経営戦略のみならず、日本の市民社会におけるフィランソロピーの醸成と寄付税制の影響についても示唆を得る。

## 2. 先行研究と理論的背景

### 2.1 NPOの信頼とファンドレイジング

NPOのファンドレイジングについては、米国のAssociation of Fundraising Professionals (AFP)があるが、前身となるAmerican Association of Fund Raising Counsel (AAFRC)

---

4) 日本ファンドレイジング協会(2017)

5) 寄付に対する税制優遇については、寄付金控除(所得控除または税額控除のいずれか)を寄付者が選択することによって課税に対する所得控除または税額控除を受ける制度である(国税庁 website)。本研究で用いるデータでは、寄付者がいずれの控除を選択したかは判別できないため、本稿では控除方式に関わらず寄付金に対する控除を寄付金控除と称する。

6) 公益財団法人、公益社団法人、認定NPO法人等に対する寄付で寄付金控除の対象となる寄付(国税庁 website)。

7) ふるさと納税制度の詳細については、総務省(website)を参照されたい。

表1 NPOにおけるファンドレイザーの役職

資金調達担当者の立場（複数回答）	回答数	比率
代表理事	258	23.4%
その他の理事	224	20.3%
事務局長	345	31.3%
常勤有給スタッフ	168	15.3%
非常勤有給スタッフ	48	4.4%
有償ボランティア（常勤）	1	0.1%
有償ボランティア（非常勤）	11	1.0%
無償ボランティア（常勤）	10	0.9%
無償ボランティア（非常勤）	26	2.4%
外部委託、コンサルタント等	10	0.9%
合計	1,101	100%

出所：中嶋（2017）より筆者作成

が1960年に設立されて以来、NPOの資金調達について、調査研究、教育活動を実施してきた。AFPは、NPOによる資金調達担当者を単なる活動資金を集める担当者としてではなく、NPOという社会的活動を担う組織の専門職人材として育成している。AFPでは、ファンドレイザーに対する教育研修活動に加えて、資金や寄付の取り扱いに対する倫理や行動規範を「AFP Code of Ethical Principles」として1964年に制定している。NPOのファンドレイジングを単に寄付の依頼や資金を調達するという行為にとどまらない、NPOと寄付者や支援者の関係性を構築する手段として認識している<sup>8)</sup>。日本では、2009年に日本ファンドレイジング協会が設立され、AFPと同様の活動が行われている。日本ファンドレイジング協会では、一定の課程を修了し試験に合格したもののみを認証する「認定ファンドレイザー<sup>®</sup>」などの資格制度を提供することにより米国のCertified Fundraising Executive (CFRE)と同様の専門家教育を目指している<sup>9)</sup>。しかしながら、筆者らの調査によれば、代表理事や事務局長などの経営者個人がその役割を兼任しており、ファンドレイザーとして専任職員を有するNPOは依然として少ない（表1）。その理由としては、大部分のNPOでは、組織の人員数や財政基盤といった経営資源が脆弱であるため、ファンドレイジングを専門に担当する職員を配置することは容易ではないと推測される<sup>10)</sup>。

8) Association of Fundraising Professionals (AFP) “History of the Association of Fundraising Professionals” (<https://afpglobal.org/history-association-fundraising-professionals>) 2019/12/12 Last accessed.

9) 同協会では、ファンドレイザーについて次のように説明している。“ファンドレイジングの範囲は、単なる広報スキルに留まらず、組織の成長・発展戦略の検討をする能力や個人的なプレゼンテーション力まで、幅広く含まれます。NPOという存在が、社会から様々な経営資源を共感を軸にして集めることを通じてミッションを達成するという事は、全てのNPOにとって共通です。共感力を強めることが事業や組織の強化にもつながります。その意味では、認定ファンドレイザー資格制度は、NPOの全てのマネージャーにとって必要不可欠なスキルと知識の体系化です。まさに、「NPO総ファンドレイザー」とでもいうべき状態を目指しています”（日本ファンドレイジング協会「認定ファンドレイザー<sup>®</sup>」資格認定制度」(<https://jfra.jp/cfr/what>, 2019/12/12 Last accessed.) より抜粋)。

10) 内閣府（2014）、内閣府（2017）

表2 NPOにおける「資金調達活動」の位置づけ

資金調達活動の位置づけ (複数回答)	回答数	比率
団体の活動資金を集める活動	854	46.5%
社会問題の解決を助ける活動	144	7.8%
社会の人々に団体のミッションと活動を伝える広報活動	219	11.9%
理事や団体のトップと一緒に活動し、団体の経営に大きく関わる活動	196	10.7%
頂いた資金がどう使われたかを、資金提供者に伝える活動	185	10.1%
よくわからない	238	13.0%
合計	1,836	100%

出所：中嶋 (2017) より筆者作成

NPOが活動資金を継続的に調達し、組織の持続性を高めるためには、NPOと受益者、寄付者、支援者といった利害関係者間に存在する「情報の非対称性」の軽減<sup>11)</sup>や多様な利害関係者に対するアカウンタビリティを果たすことが求められる<sup>12)</sup>。英国のチャリティ会計と比較して、日本のNPOにおけるアカウンタビリティを会計学の見地から検証した結果、利用者の意思決定に有用な情報開示はそれほど行われていないという<sup>13)</sup>。そのため、NPOの経営では、組織を取り巻く経営環境と多様な利害関係者の関係を適切に認識し、Ebrahimが論じるように、各者に対するアカウンタビリティを果たすことにより情報の非対称性を低減させることによって、継続的な信頼を得ることに寄与すると考えられる<sup>14)</sup>。しかしながら、筆者の調査によれば、日本のNPOにおいて活動資金の調達に関わる人々の認識は、文字通りの「資金を調達する活動」という理解そのものの域を超えておらず、NPOのファンドレイザーに対する情報提供や教育機会の充実化も求められる (表2)。

## 2.2 寄付金控除による誘因とふるさと納税制度

政府が寄付に対する税制を優遇することにより、寄付を増加させる誘因となることが知られている<sup>15)</sup>。これまで、日本では、寄付に対する課税額の控除を受けるためには、個人による確定申告が必要であり、寄付に対する税制優遇を拡充しても、その効果は限定的であると考えられてきた。しかしながら、2009年に寄付金控除の制度を応用したふるさと納税制度が導入されたことを契機として、確定申告の手続きや寄付金控除の制度に対する認知度は高まりをみせている。総務省の調査によれば、2018年にふるさと納税制度を利用した納税額は、3,481億円 (うち課税における控除額は約2,448億円)、控除適用者数は約296万人に達してい

11) Hansmann (1980)、Ben-Ner (1986)、Ebrahim (2003)

12) Kearns (1996)

13) 兵頭 (2019)

14) Ebrahim (2003)

15) Dehne et al. (2008)

る<sup>16)</sup>。

ふるさと納税は、納税者は居住地域に関わらず、納税先の自治体や納税された税の用途について選択ができる制度であることから、納税者の意思を反映した納税を可能とする。個人がふるさと納税制度を通じて地方自治体に2,000円以上の納税を行った場合、NPOや政府に対する特定寄付金と同じく、税額の算出において所得控除または税額控除の対象となる。また、ふるさと納税では、課税における特例の控除に加え、返礼品が認められており、納税者は、地方自治体が個別に設定する返礼品の内容や返礼品の有無を考慮して支出先を決定することができる。政府は本制度を導入することにより、地方自治体による納税者獲得競争を促進させ、財政配分の不均衡や地方自治体の経営改革を促し、地方財政の改善に資することを期待する。ただし、本制度では、返礼品の内容による費用対効果に応じて納税者が納税先の地方自治体を選択するため、金銭の対価として返礼品を財として選定し、購入する消費行動に基づく意思決定が行われる<sup>17)</sup>。

本研究の問題意識は、ふるさと納税制度が寄付金控除の制度を用いている点にある。個人の寄付については、認定NPO法人、公益財団法人、公益社団法人等の特定公益増進法人に対する特定寄付金とふるさと納税による納税額の合計額から2,000円を差し引いた金額が控除対象額となるため、個人は、所得に応じて決定される寄付金控除可能額の対象上限額まで、NPO、政府及びふるさと納税のいずれかを選択してその配分を決定することになる。

寄付に対する税制優遇制度の導入は、寄付による支出を増加させる誘因となることから、寄付の総額は寄付金控除の導入によって増加することが期待される。ただし、ふるさと納税制度では、納税額の3割程度を上限として返礼品による反対給付が認められているほか、住民税については控除額が追加的に上乗せされているため、本制度の認知が高まった結果、寄付金控除による節税意識の高い寄付者ほど、NPOに対する寄付よりも、ふるさと納税に対する納税を選択する可能性を高める要因となる。そのため、ふるさと納税制度を利用する納税者については、NPOに対する信頼の度合いが納税を行うかどうかという意思決定には影響を与えない可能性が高い。この場合、ふるさと納税制度の改正により、返礼品が大幅に縮小されたり、控除額の上乗せが撤廃された場合、納税者が地方自治体に対するふるさと納税を行うインセンティブも縮小することから、納税額は縮小することになる。そして、これらの納税者は、寄付金控除の利用目的が返礼品による反対給付と税額の減少であることから、縮小されたふるさと納税が、反対給付を容認しないNPOに対する寄付に配分される可能性は低い。

ふるさと納税の寄付者は、納税の用途を選択できるため、用途指定された納税については、NPOに対する用途指定寄付と同じく、特定の政策に充当されることになる。そのため、地域のNPOと協働することにより、補助金や助成金として地方自治体からNPOに対して

16) 総務省「平成30年度ふるさと納税に関する現況調査（住民税控除額の実績等）について」([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/furusato/file/report20180727.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/furusato/file/report20180727.pdf), 2019/01/13 Last accessed.) 及び「ふるさと納税制度について」([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000254924.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000254924.pdf), 2019/01/13 Last accessed.) による。

17) ふるさと納税制度に対する返礼品や地方自治体間の競争に関しては西村ほか(2017)のほか、深澤(2019)が立法の過程から詳細にその問題の所在と現状に対する見解を述べている。

資金提供が行われる可能性はある。NPOの経営持続性に対する収入総額だけを考慮すれば、その財源の拠出元が民間による寄付か、政府からの補助金や助成金であるかは関係しない。しかしながら、NPOのファンドレイジング戦略上は、寄付を受けることにより、NPOと寄付者の間に利害関係者としての関係性が構築され、寄付者に対する定期的な活動報告など、スチュワードシップに取り組むことにより、継続的な支援を得るための関係性を構築することが重要となる<sup>18)</sup>。また、活動財源のポートフォリオとNPOの経営については、政府からの財源が増加することによって、NPOが政府の下請けとなる問題<sup>19)</sup>や財源の多様性が低下することに伴い、組織の自律性も低下することが問題となる<sup>20)</sup>。さらに、ふるさと納税制度では、制度を導入する地方自治体が、地方交付税の交付対象団体である場合には、ふるさと納税によって他の地方自治体に流出した税収や制度導入に関わる費用の一部を政府が特別地方特別交付税によって補填を行っている<sup>21)</sup>。そのため、地方自治体においては、NPOに対する寄付を促進するよりも、ふるさと納税制度によって納税を得る手段を優先するインセンティブが存在する可能性を排除できない。

以上から、寄付者（納税者）がふるさと納税制度を利用するという意思決定に際し、NPOに対して有する信頼の程度が影響を及ぼさないのであれば、将来的には、寄付金控除による税制優遇が本来の政策目標とは異なる結果を招く恐れがある。

## 2.3 寄付とNPOに対する信頼

『寄付白書2017』<sup>22)</sup>によれば、寄付者が寄付を行った理由について「自治会や町内会が集めに来たから」を選択した寄付者の割合は、自治会・町内会・子供会等に対する寄付（67.6%）、共同募金会への寄付（60.5%）で高い傾向が示されている。次に、「毎年のことだから」を寄付の理由として挙げた寄付者の割合は、宗教関連の寄付（57.5%）、業界団体・商業団体・労働組合等に対する寄付（42.1%）となっており、自治会・町内会など住民間の呼びかけによる寄付と比較して、20%程度低い。

他方で、NPOが取り組む活動について「関心があったから」を理由に挙げた寄付者の割合は、自然・環境保護分野（38.4%）、国際協力・交流分野（37.1%）、緊急災害支援（36.4%、国・地方自治体への寄付を除く）など分野によっては主な理由として挙げられているものの、他の寄付についても、NPOに対する寄付では、自治会や町内会のほか、知人や友人による声掛けや間接的な依頼をきっかけとした寄付が多い。

NPOに対する寄付と信頼度に関しては、十分な調査が行われていないため、一例として、内閣府が調査する市民のNPO法人に対する認識の全国調査を参照する。調査の結果、寄付の妨げとなる要因として、「寄付先の団体・NPO法人等に対する不信感があり、信頼度に欠ける」と回答した市民は、2013年度調査では35.2%、2017年度調査では31.3%となっており、減

18) Onishi (2007)

19) 田中 (2006)

20) Froelich (1999)

21) 西村ほか (2017)

22) 日本ファンドレイジング協会 (2017)

少傾向にある。年間寄付金額を比較すると、2013年度、2017年度調査ともに2,000円と変化はみられない<sup>23)</sup>。全国における寄付者率を推計した日本ファンドレイジング協会（2015、2017）を参照しても、NPOなど市民活動を中心とする活動分野に寄付を行った寄付者率は、2014年で43.6%、2016年では43.7%に微小に推移している<sup>24)</sup>。

このように、NPOに対する人々の信頼は向上しつつあるものの、寄付の増加は見られず、寄付行為とNPOに対する信頼に相関関係や因果関係が存在するのかは判然としない。また、HansmannやEbrahimらの先行研究に則れば、NPOと寄付者の間に情報の非対称性が存在する場合、寄付者との信頼関係を構築するには、ステークホルダーマネジメントやスチュワードシップなど、情報の非対称性を軽減する取り組みがNPOに求められるが、それらが寄与していないか、十分に実施されていない可能性がある<sup>25)</sup>。そこで、本研究では、日本ファンドレイジング協会『寄付白書2017』より「全国寄付実態調査」の個票データを用いて、人々がNPOに対して有する信頼と寄付行為の関係を明らかにする。本調査は、これまで、両者の関係が論じられることが少なかったNPOに対する寄付行為と地方自治体へのふるさと納税に対する資金提供行為に関する項目が含まれていることから、性質の異なる資金提供行為が、NPOの信頼度に影響を及ぼすのか、また、差を生じているのかについて検証できる点で研究成果の新規性が期待される。

### 3. 分析手法と用いるデータの概要

用いるデータは、日本ファンドレイジング協会『寄付白書2017』「全国寄付実態調査」の個票データである（有効回答数5,320、回答率55.3%）<sup>26)</sup>。

本研究では、2段階の分析により、NPOに対する信頼と寄付行為の関係性を明らかにする。まず、NPOに対する信頼についてデータを概観する。また、NPOに対する信頼と寄付行為の相関関係について検証する。次に、寄付者をNPOに対する寄付者と国・地方自治体、ふるさと納税に対する政府への寄付者に分類することにより、NPOに対する信頼が寄付者の意思決定と寄付先の選択にどのような影響を与えているのか、多項ロジット回帰分析によって推計を行い、NPOに対する信頼の度合いが変化した場合、寄付者の行為にどの程度の影響を及ぼすのか、限界効果を用いて予測値の導出を行う。

23) 寄付額はいずれも災害関連の寄付を除く個人による年間寄付額の中央値である（内閣府2014、2017）。

24) 2016年の寄付者率は、会費・寄付を支払った寄付者率総数（49.4%）からふるさと納税のみを行った人（5.7%）を差し引いた値である。なお、日本ファンドレイジング協会（2015、2017）では、国・地方自治体に対する寄付を含む複数回答から寄付者率を推計している点に留意する必要がある。国・地方自治体に対する寄付を行った寄付者は、2014年では13.3%、2016年では6.2%（ふるさと納税以外）である。

25) Hansmann（1980）、Ebrahim（2003）

26) 調査はインターネットで実施された。実施期間は2017年2月23日～2017年2月28日、寄付行為に関する回答の対象期間は2016年1月～12月の一年間である。

表3 NPO・市民活動に対する信頼度 (分野別)

NPO・市民活動をする人は 信用できない	(N=5,349)			
	とても そう思う	やや そう思う	あまり そう思わない	まったく そう思わない
全分野 (平均、寄付者のみ)	3.6%	3.6%	5.9%	7.6%
国や都道府県や市区町村 (ふるさと納税以外)	0.9%	2.7%	2.5%	4.9%
ふるさと納税	14.6%	11.4%	9.9%	8.7%
政治献金	0.5%	0.5%	0.9%	1.9%
宗教関連	1.4%	2.9%	5.0%	6.5%
共同募金会	12.3%	14.3%	26.1%	29.8%
日本赤十字社	11.9%	10.5%	17.0%	18.0%
自治会・町内会・女性会など	16.9%	16.1%	27.5%	31.7%
まちづくり・まちおこし	1.4%	1.2%	1.9%	2.9%
緊急災害支援	4.6%	4.5%	8.9%	12.9%
国際協力・交流	0.9%	1.0%	4.6%	9.4%
芸術文化・スポーツ	2.3%	0.8%	1.3%	1.7%
教育・研究	0.9%	1.4%	3.0%	4.5%
雇用促進・雇用支援	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%
保健・医療・福祉	0.9%	0.8%	2.1%	2.7%
子ども・青少年育成	0.9%	0.9%	2.0%	4.7%
自然・環境保全	0.5%	1.2%	2.6%	5.1%
権利擁護・権利支援	0.0%	0.0%	0.1%	1.0%
業界団体・商業団体・労働組合	0.9%	0.6%	0.7%	0.5%
社会貢献活動の中間支援	0.9%	0.6%	2.1%	3.9%
その他	0.0%	0.3%	0.4%	0.2%
会費・寄付を行った団体はない	61.6%	62.9%	48.6%	40.9%

出所：日本ファンドレイジング協会 (2017) より筆者作成

### 3.1 寄付とNPOに対する信頼の関係

表3は、寄付先の分野別にNPOに対する信頼度を集計したものである。本調査では、NPO・市民活動に対する信頼度を「NPO・市民活動をする人を信用できない」度合として4段階評価による回答を得ている。よって、「まったくそう思わない」ほど、信頼度は高いことを示している。表3をみると、分野によって寄付者比率は異なるが、寄付者については、「業界団体・商業団体・労働組合」を除いて、全ての分野で信頼度に対する寄付者比率が高まっている。他方で、表最下段の非寄付者では「とてもそう思う」が61.6%と最も高く、「まったくそう思わない」40.9%を20%程度上回るなど、NPO・市民活動に対する信頼度は、非寄付者より寄付者の方が相対的に高まる傾向が示されている。

次に、寄付者を寄付先によって3つのグループに分類し、NPO・市民活動に対する信頼度との相関関係を検証していく。寄付者グループは、市民活動を中心とする表3の20分野の民間組織に対する寄付のほか、共同募金会、日本赤十字社、自治会・町内会・女性会（婦人会）・老人クラブ・子ども会、政治献金など民間に対する寄付のみを行った寄付者を「NPO

表4 寄付者の分類と内訳

寄付グループ	回答数	比率
NPOへの寄付のみ	1,961	37.41%
政府への寄付のみ（ふるさと納税を含む）	314	5.99%
NPO、政府への寄付（ふるさと納税を含む）両方	336	6.41%
NPO、政府への寄付、ふるさと納税はしなかった	2,631	50.19%
合計	5,242	100%

出所：筆者作成

表5 寄付者グループと信頼度の相関係数

寄付グループ	a	b	c	d	e	f
a NPOへの寄付	1					
b 政府への寄付・ふるさと納税	0.06 ***	1				
c a, bの両方	0.30 ***	0.70 ***	1			
d 寄付・ふるさと納税はしなかった	-0.89 ***	-0.38 ***	-0.26 ***	1.00		
e NPO・市民活動に対する信頼	0.16 ***	-0.02	0.03	-0.13 ***	1	
f 一般的信頼	0.15 ***	0.04 **	0.06 ***	-0.14 ***	0.17 ***	1

注) 数値は pairwise 相関係数。表中の\*、\*\*、\*\*\*は1%、5%、10%の水準において有意であることを示す。

出所：筆者作成

への寄付」グループとした<sup>27)</sup>。また、国・地方自治体に対する寄付とふるさと納税は、いずれも政府に対する寄付及び納税行為であることから、これらに対してのみ寄付を行った寄付者を「政府への寄付（ふるさと納税を含む）」グループに分類した。そして、いずれにも寄付を行った寄付者を「NPO・政府への寄付（ふるさと納税を含む）」グループに分類した。最後に、非寄付者との比較を行うために、寄付者グループは、非寄付者のグループを含めた4つに分類した。グループの内訳と回答者数、全体に対する比率は表4のとおりである。

ここで、高橋らの実証分析<sup>28)</sup>では、ソーシャル・キャピタルの指標として用いられる互酬性や一般的信頼とふるさと納税制度の利用には、正の関係性が示唆されている。そこで、本研究では、ふるさと納税制度の利用やNPOに対する寄付行為とNPOに対する人々の信頼生についても事前に検証を行う必要がある。本研究では、信頼に関する指標として、表3で用いた「NPO・市民活動を行う人は信用できない」という不信度を示す度合を反転させ、信頼度として用いる。

参考指標として、他人に対する一般的信頼度についても寄付行為との相関関係を検証す

27) NPOの定義としては、民間の非営利組織であることのほか、利潤の非分配制約など、厳密な定義を適用すべきである。しかしながら、本データでは、寄付者のサンプルが限定されるほか、政治献金、業界団体・商業団体・労働組合に対する寄付者比率は、それぞれ全体の1.1%、0.8%と微小であること、また、本調査では、寄付先の団体に対する非営利性及び公益性については調査されていない。そのため、本研究では、これらの寄付もNPOに対する寄付として総称する。

28) 高橋ほか（2018）

る<sup>29)</sup>。表5は、それぞれの相関係数とその統計的有意水準を示したものである。NPOへの寄付者グループ(a)は、NPOに対する信頼に対し、係数がプラスに有意となった。他方で、政府・ふるさと納税グループ(b)とNPO・政府・ふるさと納税の両方に対する寄付者グループ(c)では、NPOへの信頼に対する相関関係は非有意であった。さらに、非寄付者グループ(d)では、NPOに対する信頼だけでなく、一般的信頼に対してもマイナスに有意となった。本研究の分析を踏まえると、NPOに対する寄付行為とNPOや市民による活動に対する信頼度は、互いに正の影響を及ぼすが、寄付やふるさと納税を行わないことと、NPOや市民活動に対する信頼や一般的な他者に対する信頼度は相反するため、寄付やふるさと納税を行わない人が増えるとき、NPOや他者に対する信頼も低下していると推察される。

### 3.2 寄付者グループの行動分析

次に、寄付者グループがそれぞれNPOに対する信頼からどのような影響を受けて、各グループに属しているのか、寄付者の行動分析を行う。本研究では、寄付者及び非寄付者を4つのグループに分けていることから、個人が信頼度によって、どのグループを選択する確率が高まるのか、個人属性などの影響を考慮しながら回帰分析による実証分析を行う。本分析では、4つの寄付グループを被説明変数として用い、非寄付者グループをベース・カテゴリーとして参照する。グループの分類については序列が存在しないことから、分析手法には、これらの分析に対応できる多項ロジット回帰分析を用いる。分析に用いる変数と記述統計量は表6のとおりである。説明変数は、表3で用いたNPOに対する信頼度を示す代理変数として、「NPO・市民活動に対する信頼度」を用いる。表3で用いた指標を反転させ「NPO・市民活動に対する信頼度」として、1「まったくそう思わない」、2「あまりそう思わない」、3「ややそう思う」、4「とてもそう思う」の4段階評価からなり、高い値ほどNPOに対する信頼度が高いことを示す。相関関係の分析で示されたとおり、NPO・市民活動に対する信頼が高まるとNPOに対する信頼が増加し、NPOに対する寄付行為が高まることから、NPOへの寄付グループ(表5(a))に属する確率が高まることが予測される。また、一般的信頼についてもNPOに対する寄付者グループの場合は、NPOに対する信頼と同じく、係数は制に有意になることが予想される。

他方で、政府・ふるさと納税グループ(表5(b))に対しては、これらの寄付行為の誘因が、寄付控除による控除額の上乗せや納税の対価としての反対給付である返礼品に依拠する可能性があることから、NPOに対する信頼や一般的信頼と負の関係にあるか、両者の間には因果関係が存在しないことが予測される。その他、個人属性のコントロール変数として、世帯所得、年齢、年齢の二乗項のほか、性別、学歴(大学卒業以下)、居住地の規模(大都市)のダミー変数を用いる。個人の寄付金控除は、世帯収入ではなく個人所得に対して控除が適用されるが、ふるさと納税の場合、返礼品の受け取りや消費が世帯の構成や所得に応じて決定される可能性が高い。そのため、本研究では、個人所得ではなく世帯全体の収入額を用いる。

29) 「一般的信頼」は、「一般的に言って他人を信用できる」という設問に対し、「1. 全く当てはまらない」、「2. どちらかという当てはまらない」、「3. どちらともいえない」、「4. どちらかという当てはまる」、「5. ぴったり当てはまる」の5段階の回答による。

表6 記述統計量

変数名	標本数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
被説明変数					
寄付グループ [1-4]	5,242	2.66	1.42	1	4
説明変数					
NPO・市民活動に対する信頼	5,242	2.89	0.70	1	4
一般的信頼	5,242	3.20	0.84	1	5
世帯収入（万円）	5,242	449.87	483.84	0	9,990
性別：女性 [参照グループ：男性]	5,242	0.50	0.50	0	1
年齢	5,242	57.12	15.22	20	79
年齢×年齢	5,242	3,495	1,644	400	6,241
学歴					
短大・大学卒業程度（見込み含む）	5,242	0.63	0.48	0	1
居住地の規模					
政令市または東京23区	5,242	0.35	0.48	0	1

出所：筆者作成

性別については、寄付やボランティア活動などに対する女性の参加比率が高いことから、NPOへの寄付グループ（表5(a)) に対しては正の関係が予測される。ただし、政府・ふるさと納税グループ（表5(b)) については、先行研究が少ないため予測が難しい。また、また、年齢が上がるほど寄付を行う傾向が高まることが予想される<sup>30)</sup>。年齢が上がるほど社会経験や地域・社会との接点が増加することから、概ね年齢と寄付行為は比例関係にあると推察されるが、退職後など、一定の年齢を超えると非線形の関係に変化する場合が考えられるため、年齢の二乗項も用いる。学歴については、多くの先行研究において、学歴が高いほど、寄付を行う確率が高まる傾向があり、非寄付者グループ以外の3つのグループに対して正の影響を及ぼすと考えられる。居住地については、大都市ほど寄付や市民活動の情報にアクセスできる確率が高まることから、寄付行為に対して正の影響を及ぼすと予想される。

#### 4. 分析結果

分析の結果は表7、表8及び図1、図2のとおりである。多項ロジット回帰分析の結果、NPOに対する信頼度の代理変数として用いた「NPO・市民活動に対する信頼度」の係数は、(a) NPOへの寄付を行うグループ、(c) NPO及び政府への寄付・ふるさと納税の両方に寄付を行うグループに対し、正に有意となった。他方で、仮説で予想されたとおり、(b) ふるさと納税を含む、政府に対する寄付を行うグループに対しては非有意という結果を得た。他方で、他人に対する一般的信頼の変化は、(a) グループ及び (b) グループの双方に対して

30) 『寄付白書2015』及び『寄付白書2017』では、いずれも同様の傾向が示されている（日本ファンドレイジング協会2015、2017）。

表7 多項ロジット回帰分析による推計結果

[ベースグループ： d. 寄付・ふるさと納税なし]	a. NPO への寄付	b. 政府への寄付・ ふるさと納税	c. 両方に寄付・ 納税をした
	係数	係数	係数
NPO・市民活動に対する信頼	0.366 ***	-0.047	0.204 **
一般的信頼	0.189 ***	0.153 **	0.343
世帯収入 (万円)	0.001 ***	0.001 ***	0.001 ***
性別：女性 [参照グループ：男性]	0.492 ***	-0.141	0.424 ***
年齢	0.018	0.063 **	-0.006
年齢×年齢	0.000	-0.001 **	0.000
短大・大学卒業程度 (見込み含む)	0.318 ***	0.687 ***	0.352 **
政令市または東京23区	-0.242 ***	0.191	-0.003
切片	-4.483 ***	-4.506 ***	-5.757 ***
観測数	5,242		
Prob > chi2	0.000	916.65	
疑似決定係数	0.083	-5090.514	

出所：筆者作成

表8 信頼度が寄付グループの選択に与える限界効果 (予測値)

	NPO・市民活動に対する信頼				
	限界効果	標準誤差	Z 値	信頼区間 (95%)	
a. NPO への寄付	7.20%	0.010	7.500 ***	0.053	0.091
b. 政府への寄付・ふるさと納税	-0.99%	0.004	-2.230 **	-0.019	-0.001
c. 両方に寄付・納税をした	0.23%	0.005	0.450	-0.008	0.012
d. 寄付・ふるさと納税はしなかった	-6.44%	0.010	-6.650 ***	-0.083	-0.045

	一般的信頼				
	限界効果	標準誤差	Z 値	信頼区間 (95%)	
a. NPO への寄付	2.75%	0.008	3.410 **	0.012	0.043
b. 政府への寄付・ふるさと納税	0.35%	0.004	0.940	-0.004	0.011
c. 両方に寄付・納税をした	1.44%	0.005	3.180 **	0.006	0.023
d. 寄付・ふるさと納税はしなかった	-4.55%	0.008	-5.620 ***	-0.061	-0.030

出所：筆者作成

有意となり、正の影響を及ぼすことが示された。この結果から示唆されることは、NPO に対する信頼や一般的信頼を高めることは、NPO が寄付先として選択される確率の増加に寄与するが、これらの信頼を高めても、政府やふるさと納税が寄付先として選択される確率の増加に対する効果は限定的範囲にとどまると考えられる。

そこで、グループ間の移動に対する効果の程度を考察するために、信頼に関する2変数が与える限界効果を求めた (表8)。図1は、表8で示された限界効果について、2変数それぞれの信頼の程度が変化した場合に応じて、寄付者がどのグループを選択する確率が増減するのか、その影響の程度と信頼区間を図示したものである。表8及び図1、図2が示すとおり、

NPO・市民に対する信頼の程度が変化するとき、寄付グループの選択に与える効果は、一般的信頼の変化が与える影響よりも、高い傾向がある。特に、他の寄付グループよりも（a）NPOへの寄付グループを寄付者が選択する確率に与える影響は7.2%であり、他のグループや一般的信頼の変化による限界効果と比較しても、高い効果を有している。他方で、（b）政府への寄付・ふるさと納税を行うグループを選択する確率については、NPO・市民活動に対する信頼度の変化で-0.99%（表8上段）、一般的信頼で0.35%（表8下段）となっている。一般的信頼については非有意となっているほか、他の寄付グループに対する限界効果と信頼区間をみると、NPO・市民活動に対する信頼の変動が（a）NPOに対する寄付グループ、（c）NPO及び政府への寄付・ふるさと納税の両方に寄付を行うグループに与える効果の方が効果も信頼区間も高い。さらに、NPOや市民活動に対する信頼度が増加すると、（b）政府への寄付・ふるさと納税を行うグループを選択する確率（-0.99%）と（d）寄付やふるさと納

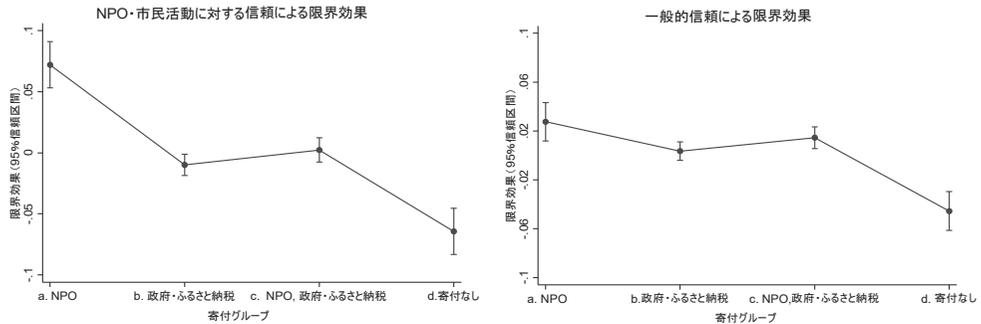


図1 寄付グループの選択に対する信頼の限界効果と信頼区間（表8を图示）

出所：筆者作成

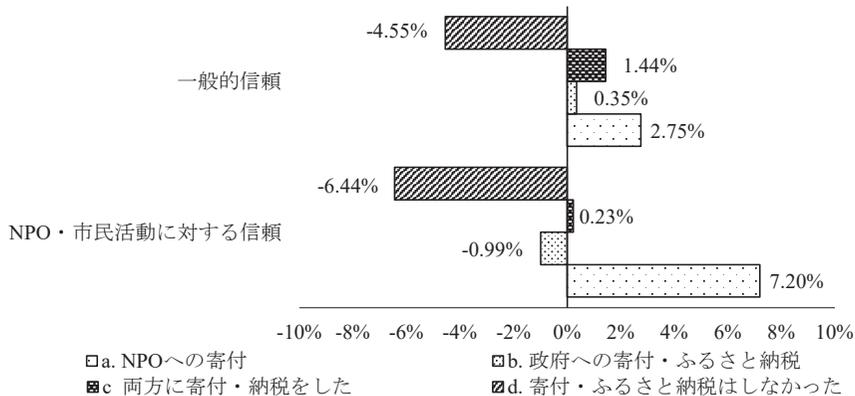


図2 寄付グループの選択に対する信頼の限界効果（表8を图示）

出所：筆者作成

税をしなかった非寄付者グループを選択する確率(-6.44%)を減少させ、NPOに対する寄付を選択する確率が高まることから、将来的には、人々のフィランソロピー意識の醸成や潜在的な寄付者の増加に貢献する可能性がある。潜在的な寄付者については、一般的信頼を高めることによって、4.55%程度、(d) 非寄付者グループを減少させる効果もある(表8下段(d))。

性別については、男性よりも女性の方が社会貢献活動に対する関心が高いと予測されたとおり、(a) グループだけでなく、政府とNPOへの寄付双方を寄付先として選択する(c) グループについても係数が正に有意となった(表7)。ただし、(b) ふるさと納税を含む政府に対する寄付グループに対しては、非有意となり、因果関係は得られなかった。分析に用いたデータでは、政府に対する寄付の割合は2.8%である一方、ふるさと納税に対しては10.19%であることから、(b) グループの大部分はふるさと納税のみを選択した個人の影響がより強く反映されたことに拠ると推測される。

年齢及び年齢の二乗項については、仮説と異なり(a) グループに対してはいずれも非有意に、(b) グループに対してはいずれの係数も1%の有意水準において有意な結果を得た。また、教育レベルについては、大学卒業程度の教育レベルを有する人ほど、寄付やふるさと納税を行う確率が高いが、大都市圏に居住している人ほど、NPOに対する寄付を行う確率は低下することも示された。ただし、政府・ふるさと納税に対する寄付のグループについては、大都市圏に居住することと因果関係は示されなかった。また、ふるさと納税に対する寄付金控除の誘因についても大都市圏に居住することと関係性は示されず、政策目標である大都市と地方都市の税収不均衡の是正に対する効果については、統計的に有意な関係性が確認されなかった。

以上から、NPOの経営持続性において、組織や活動に対する信頼を寄付者から得ることを重視する場合、個々の活動や自己の組織だけでなく、NPOや市民活動に対する信頼を高めることにより、より効率的に寄付者を獲得できる可能性がある。また、一般的信頼を高めることも限定的ではあるが、同様の効果が期待されることから、双方の信頼性向上に取り組むことが、将来的には、市民社会の形成や成長にも寄与すると考えられる。また、世帯所得や学歴、居住自治体の規模など、個人属性を考慮することによって、より効果的な資金調達に寄与し、経営持続性の確保にも寄与することが期待される。他方で、現状では、信頼と政府に対する寄付やふるさと納税との有意な関係性は限定的であるため、NPOに対する寄付よりもふるさと納税を重視する寄付者に対しては、寄付に対する反対給付や寄付金の特別控除と同等か、それらを超える寄付に対する誘因をNPOが提供し、寄付者(消費者)における価値の代替が行われる場合にのみ、他の寄付を選択する意思決定を促進することが可能になる。

## 5. おわりに

本研究では、NPOに対する信頼が、寄付者の行動にどのような影響を与えるのか、ふるさと納税など政府に対する寄付への影響との差異について検証を試みた。分析の結果、寄付行為の有無で比較すると、NPOや市民活動をする人に対する信頼度は、寄付を行っていない人

ほど、NPOや市民活動に対する信頼性が低いことが確認された。また、NPOに対する寄付を行う寄付者についても、寄付先の活動分野によって、信頼の程度には差があることが示された。そして、実証分析の結果、NPOや市民活動に対する信頼の程度や他者に対する一般的信頼の程度は、寄付者の意思決定行動に影響を与えるほか、特に、NPOに対する寄付を促進する効果や潜在的な寄付者の寄付者行動を促進する効果が示され、NPOや市民活動と一般的信頼を高めることが、将来的には、NPOの経営持続性に寄与することが明らかになった。その一方、NPOや他者に対する信頼を高めても、政府やふるさと納税に対する寄付を促進する効果がないか、限定的であることも明らかになった。

近年、ふるさと納税については、一部の過度な地方自治体間競争を鑑み、政府は制度の見直しや規制が強化されるようになった。しかしながら、ふるさと納税制度は、市場経済システムにおける地方自治体による積極的な資金調達活動を促すものであるが、寄付金に対する税制控除の対象となる一部のNPOに対する寄付と比較すると、寄付者に対する税制優遇における支出においては、ふるさと納税制度による寄付者へのインセンティブが制度上、優位にあることは否めない。本来、課税に対する寄付金控除は、納税者による社会的活動に対する自発的な資金提供を促し、寄付市場を拡大させることによって、人々の社会貢献意識やフィランソपीの醸成により、社会的課題の解決を促進することを目的とした政策であるが、現状では、ふるさと納税と同等の財や便益を納税者が享受できる寄付制度やNPOによる財・サービスをNPOが寄付者に提示することは容易ではないため、制度改正や規制強化により、ふるさと納税の市場縮小による寄付市場への影響が懸念される。日本においても、寄付に対する制度認知やNPOのファンドレイジングに対する人々の理解は高まりつつあるが、寄付行為の誘因となる税制や寄付金控除のあり方については、更なる検討と包括的な議論が求められる。

## 謝辞

本研究に対して、日本ファンドレイジング協会「全国寄付実態調査」より調査データの提供と使用許諾を受けている。また、本研究は大阪商業大学平成29年度及び平成30年度研究活動奨励費の助成を受けた成果の一部である。ここに記して御礼申し上げます。

## 参考文献

- Bekkers, R. and Wiepking, P. (2011) Who gives? A literature review of predictors of charitable giving Part One: Religion, education, age and socialization. *Voluntary Sector Review*, vol.2, no.3, pp. 337-365.
- Ben-Ner, A. (1986) Nonprofit organizations: Why do they exist in a market economy? In S. Rose-Ackerman (Ed.), *The Economics of Nonprofit Institutions* (pp.94-113), Oxford University Press.
- Dehne, A., Friedrich, P., Nam, C.W., and Parsche, R. (2008) Taxation of Nonprofit Associations in an International Comparison. *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, vol.37, no.4, pp.709-729.

- Ebrahim, A. (2003) Making sense of accountability: Conceptual perspectives for northern and southern nonprofits. *Nonprofit Management and Leadership*, vol.14, no.2, pp.191-212.
- Froelich, K. A. (1999) Diversification of revenue strategies: Evolving resource dependence in nonprofit organizations. *Nonprofit and Voluntary Sector Quarterly*, vol.28, no.3, pp.246-268.
- 深澤映司 (2019) 「ふるさと納税を背景とした諸現象の本質」『レファレンス』(2019年3月)no.818, pp.53-79.
- Hansmann, H. (1980) The role of nonprofit enterprise. *Yale Law Journal*, vol.89, no.5, pp.835-901.
- 兵頭和花子 (2019) 『非営利組織における情報開示—英国チャリティ会計からの示唆—』中央経済社.
- Kearns, P. K. (1996) *Managing for Accountability: Preserving the Public Trust in Public and Nonprofit Organizations*, Jossey-Bass.
- 国税庁 (website) 「No.1150一定の寄附金を支払ったとき (寄附金控除) [平成30年4月1日現在法令等]」(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1150.htm>) 2019/4/1.
- 内閣府 (2014) 「平成26年度 特定非営利活動法人に関する実態調査」内閣府.
- 内閣府 (2017) 「平成29年度 特定非営利活動法人に関する実態調査」内閣府.
- 中嶋貴子 (2017) 「非営利セクターの資金調達に関するアンケート【団体調査】集計結果」非営利セクターの資金調達に関する調査プロジェクト (*metio*).
- 日本ファンドレイジング協会 (2015) 『寄付白書2015』日本ファンドレイジング協会.
- 日本ファンドレイジング協会 (2017) 『寄付白書2017』日本ファンドレイジング協会.
- 西村慶友・石村知子・赤井伸郎 (2017) 「ふるさと納税 (寄付) のインセンティブに関する分析—個別自治体の寄付受入れデータによる実証分析—」日本地方財政学会編 『「地方創生」と地方における自治体の役割』(日本地方財政学会研究叢書24号) 勁草書房, pp.150-178.
- Nonprofit Research Collaborative (2016) *Winter 2016 nonprofit fundraising study covering charitable receipts at nonprofit organizations in the United States and Canada in 2015*, Nonprofit Research Collaborative.
- Onishi, T. (2007) Japanese Fundraising: A Comparative Study of the United States and Japan. *International Journal of Educational Advancement*, vol.7, no.3, pp.205-225.
- 総務省 (website) 「ふるさと納税制度について」([https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000254924.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000254924.pdf)) 2019/4/1.
- 高橋勇介・要藤正任・小嶋大造 (2018) 「ふるさと納税は寄附か—ソーシャル・キャピタルの視点からの実証分析—」『KIER Discussion Paper』no.1707, pp.1-12.
- 田中弥生 (2006) 『NPOが自立する日—行政の下請け化に未来はない』日本評論社.